

令和5年4月3日

各所属所長 様

埼 玉 県 教 育 委 員 会 教 育 長
公立学校共済組合埼玉支部長
一般財団法人埼玉県教職員互助会理事長

令和5年度「マイ リフレッシュ」事業の実施について（通知）

令和5年度「マイ リフレッシュ」事業を裏面の実施要領により実施します。

つきましては、事業の趣旨を御理解の上、多くの教職員が参加されますよう所属職員に周知をお願いします。

さて、令和5年度より「マイ リフレッシュ」事業は、利用方法を変更し実施します。これまで配布していました事業参加用リーフレットの紙の参加券に替わって、二次元バーコード読み込み型電子クーポンサービスを利用します。各施設に二次元バーコードを設置させていただき、参加者はスマートフォン等モバイル端末で二次元バーコードを読み込むことで施設が提供するサービスを利用します。利用方法につきましては、令和5年4月3日付け「二次元バーコード読み込み型電子クーポンの利用方法について」の通知文書を参照してください。

なお、令和5年度事業参加用リーフレット（参加券はついていません。）は、別途、4月中旬以降に各所属所あて送付します（市町村立学校は、市町村教育委員会経由で送付）。別紙1の3を参照の上、対象職員へ配布していただくようお願いします。

担当：福利課 厚生担当 電話：048-830-6703

マイ リフレッシュ事業実施要領

1 趣旨

県内の様々な文化施設等を訪れることを契機に郷土埼玉を再認識するとともに、終日にわたり心身のリフレッシュや健康の維持増進を図り、もって、職務能率の向上に寄与する。

2 主催

埼玉県教育委員会、公立学校共済組合埼玉支部及び一般財団法人埼玉県教職員互助会

3 実施期間

5月1日から翌年3月31日までとする。

4 参加対象者

- (1) 公立学校共済組合埼玉支部の組合員（以下「組合員」という。）
- (2) 埼玉県教職員互助会会員（以下「会員」という。）
- (3) 県費支弁の再任用短時間勤務職員
- (4) さいたま市費支弁の再任用短時間勤務職員（ただし、小学校・中学校・特別支援学校勤務の者）

5 実施場所及び利用内容

「マイ リフレッシュ事業施設一覧表」に記載された県内文化・スポーツ施設等とする。

6 参加方法

参加対象者は二次元バーコード読み取り型電子クーポンサービス（以下「電子クーポン」という。）を利用し参加する。

7 参加手続

参加対象者は、組合員・会員データを連携することにより自動的に参加資格が付与される。
ただし、次に示す者は申請により参加資格が付与される。

- (1) 週20時間未満勤務の県費支弁の再任用短時間勤務職員
- (2) 週20時間未満勤務のさいたま市費支弁の再任用短時間勤務職員（ただし、小学校・中学校・特別支援学校勤務の者）
- (3) モバイル端末を所有していないなど、やむを得ない事情があり電子クーポンの利用が困難である者

8 利用方法

参加対象者は利用したい施設を上記5に示す利用可能施設から選び、その施設で電子クーポンを利用し参加する。一部の施設については、電子クーポンの利用に加えて自己負担金を支払う。

7(1)(2)(3)の者には、紙の参加券（以下「紙クーポン」という。）を配布する。配布された紙クーポンを「電子クーポン」に読み替えて利用できるものとする。

9 参加回数

1人につき3回までとする。ただし、下記(1)～(3)に該当する職員については、それぞれ該当の回数とする。

- (1) 本採用職員またはフルタイム再任用職員で、採用または異動により、新たに組合員（会員）となったものについては、下表のとおりとする。

組合員（会員）となった月	参加回数
4月～7月	3回
8月～11月	2回
12月～3月	1回

- (2) 組合員資格を有する任期の定めのある職員については、年度内の任用期間に応じ、下表のとおりとする。

任用期間	参加回数
3 か月～ 5 か月	1 回
6 か月～ 8 か月	2 回
9 か月～1 2 か月	3 回

1 か月に満たない端数は切り捨て

- (3) 4 (3)、(4) の者のうち週 20 時間未満勤務の者は年度内 1 回とする。

10 服務の取扱い

県教育局等の課所館の職員及び県立学校の職員については、所定の服務に関する規定により、それぞれ適切な措置をとること。

また、市町村立学校及び幼稚園の職員については、所轄の市町村教育委員会に照会の上、適切な措置をとること。

附 則

- 1 この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 歩いて健康づくり事業実施要領は、廃止する。

附 則

- 1 この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

1 利用回数(年度内)について

- (1) 公立学校共済組合埼玉支部の組合員及び埼玉県教職員互助会の会員
- 3回

※フルタイム再任用職員も含む。

※電子クーポン及び事業参加用リーフレットの申請の必要はありません。

- (2) 採用・異動により年度途中で新たに組合員(会員)となった本採用職員

組合員(会員)となった月	回数	組合員資格の有無	電子クーポン・事業参加用リーフレット申請方法
4月～ 7月	3回	○	申請不要
8月～11月	2回		
12月～ 3月	1回		

- (3) 組合員資格を有する任期の定めのある下記の職員は、発令された任用期間に応じて、下表のとおり。

①任期付職員(常勤・週20時間以上勤務)

②臨時的任用職員

③会計年度任用職員(常勤13月以上・フルタイム・週20時間以上勤務)

④県費支弁再任用短時間勤務職員(週20時間以上勤務)

⑤さいたま市費再任用短時間勤務職員

(小学校・中学校・特別支援学校勤務の者のうち週20時間以上勤務の者)

任用期間	回数	組合員資格の有無	電子クーポン・事業参加用リーフレット申請方法
3か月～ 5か月	1回	○	申請不要
6か月～ 8か月	2回		
9か月～12か月	3回		

- (4) 週20時間未満勤務の県費支弁再任用短時間職員及びさいたま市費再任用短時間職員(小学校・中学校・特別支援学校勤務の者)は、下表のとおり。

任用形態	勤務時間	回数	組合員資格の有無	電子クーポン・事業参加用リーフレット申請方法
県費支弁再任用短時間職員 さいたま市費再任用短時間職員(小学校・中学校・特別支援学校勤務の者)	20時間未満	1回	×	「紙クーポン申請フォーム」により申請

2 電子クーポン申請方法について

組合員・会員データを電子クーポンサービスと連携することにより、自動的に参加資格が付与※されますので、申請の必要はありません。

ただし、次に該当する方は申請が必要となりますので、「別紙2 紙クーポン利用申請について」記載の二次元バーコードまたは埼玉県教職員互助会 HP から申請してください。後日、紙のクーポンを送付します。

①週20時間未満勤務の県費支弁再任用短時間勤務職員

②週20時間未満勤務のさいたま市費支弁再任用短時間勤務職員(ただし、小学校・中学校・特別支援学校勤務の者)

③モバイル端末を所有していないなどやむを得ない事情があり電子クーポンの利用が困難な方

※組合員・会員の資格申請の状況によっては電子クーポンの付与が遅れる場合があります。あらかじめ御了承ください。

3 事業参加者用リーフレット(参加券はついていません)の配布について

前年度の職員数を元に市町村立学校については市町村教育委員会経由で、県立学校・課所館については業者から発送します。(送付は4月中旬頃を予定していますが、4月中に届かない場合は御連絡ください。)

下記(1)の(ア)～(オ)に該当する方の必要部数等の申請は必要ありませんが、**配布された部数に過不足があった場合、リーフレットに同封された送付状の案内に従って手続きをしてください。**

(1)申請が不要であるもの

- (ア)前年度より引き続き組合員(会員)である本採用職員
- (イ)4月当初の採用、異動により、新たに組合員(会員)になった本採用職員
- (ウ)フルタイム再任用職員
- (エ)任期付職員(常勤)・臨時的任用職員・会計年度任用職員(常勤13月以上、フルタイム)
- (オ)週20時間以上勤務の任期付短時間職員・会計年度任用職員(パートタイム)・再任用短時間勤務職員

(2)申請が必要であるもの

- 週20時間未満勤務の再任用短時間勤務職員
- 「紙クーポン申請フォーム」により申請してください。

4 自己負担金について

一回の電子クーポンの利用金額は、1,200円までです。施設の利用料金が1,200円を超える場合、超えた金額は自己負担となります。一度に複数回電子クーポンを使用することはできません。

(例)施設の利用料金：2,000円 → 窓口で支払う自己負担額：800円
なお、施設の利用料金が1,200円未満の場合は、おつりはできません。

5 各施設の御案内について

(1)一般財団法人埼玉県教職員互助会ホームページ

<<https://gojo-.saitama.jp>>

埼玉県教職員互助会	検索 
-----------	--

- 現職会員の方向けの事業
- 健康増進 心身の健康増進に関する事業
- リフレッシュ・休暇
- マイ リフレッシュ (共済)

- 【利用施設一覧表をみる場合】
リーフレット掲載内容のお知らせ
利用施設一覧表



- 【上記2①②③に該当する方でHPから申請する場合】
マイ リフレッシュ事業申請方法等について
→ 「紙クーポン申請フォーム」はこちら



(2) 公立学校共済組合埼玉支部ホームページ内組合員専用ログインページ

<<https://www.kouritu.or.jp/saitama/member>>

本通知文書及び令和5年度事業参加用リーフレットを掲載しています。

別紙 2

紙クーポン利用申請について

組合員・会員データを電子クーポンサービスと連携することにより、自動的に参加資格が付与されますので、申請の必要はありません。

ただし、次に該当する方は、「紙クーポン申請フォーム」から申請し、紙のクーポンでご参加ください。

- ① 週 20 時間未満勤務の県費支弁の再任用短時間勤務職員
- ② 週 20 時間未満勤務のさいたま市費支弁の再任用短時間勤務職員
(ただし、小学校・中学校・特別支援学校勤務の者)
- ③ モバイル端末を所有していないなどやむを得ない事情があり電子クーポンの利用が困難な方

手順 1 下記の二次元バーコードを読み込む



または、埼玉県教職員互助会HP <<https://gojo-saitama.jp>>

> 現職会員向けの事業 > 健康増進 心身の健康増進に関する事業

> リフレッシュ・休暇 > マイ リフレッシュ (共済)

> 「マイ リフレッシュ事業参加申請フォーム」はこちらをクリック

手順 2 「紙クーポン申請フォーム」に必要事項を入力

- ✓ 所属所コード、所属所名、職員番号、参加者氏名を入力
- ✓ 事由をチェック

紙クーポン申請フォーム

所属所コード	必須	20H00 半角英数字5ケタ アルファベットは大文字
所属所名	必須	さいたま市〇〇小学校 課所部県立学校は所属名のみ 例) 〇〇高等学校、▼▼課 市町村立学校は市町村名から 例) ◆◆市立△△小学校
参加者情報		職員番号 必須 012345 参加者氏名 必須 福利花子 職員番号は半角英数字6ケタ(組合員証右上に記載の6ケタの番号) 5ケタの番号の者は頭に0(ゼロ)を付ける 例) 012345
事由	必須	☐ ① 週20時間未満勤務の県費支弁の再任用短時間勤務職員 ☐ ② 週20時間未満勤務のさいたま市費支弁の再任用短時間勤務職員 ☒ ③ やむを得ない事情があり電子クーポンの利用が困難である者
「電子クーポン利用が困難」を選択した理由【前問で③を選んだ方は必須】		モバイル端末を所有していないため

※①または②を選択した方には、「マイ リフレッシュ」の紙クーポンのみを

③を選択した方には「人間ドック」、「マイ リフレッシュ」、「歯科健康診査」の紙クーポンを送付いたします。

> 入力内容の確認画面へ

手順 3 共済組合から所属所に紙のクーポンが届く

手順 4 「マイ リフレッシュ事業施設一覧表」に記載のある施設で利用

マイ リフレッシュ事業 Q & A

参加対象となる組合員について

Q：育児休業、休職中や海外派遣や組合専従の組合員・会員及びフルタイム再任用職員は対象ですか？

A：参加対象は組合員・会員、県費支弁再任用短時間職員、さいたま市費支弁再任用短時間職員（ただし、小学校・中学校・特別支援学校勤務の者）及びフルタイム再任用職員です。

電子クーポンの申請について

Q：電子クーポンを取得するのに、申請は必要ですか？

A：組合員・会員データを電子クーポンサービスと連携することにより、自動的に参加資格が付与※されますので、申請の必要はありません。

ただし、次に該当する方は申請が必要となりますので、別紙2記載の二次元バーコード又は埼玉県教職員互助会HP内から「紙クーポン申請フォーム」により申請をしてください。後日、紙の参加券を交付します。

①週20時間未満勤務の県費支弁短時間勤務職員

②週20時間未満勤務のさいたま市費支弁短時間勤務職員（ただし、小学校・中学校・特別支援学校勤務の者）

③モバイル端末を所有していないなどやむを得ない事情があり電子クーポンの利用が困難な方

※組合員・会員の資格申請の状況によっては、電子クーポンの付与が遅れる場合があります。あらかじめ御了承ください。

利用期間について

Q：電子クーポンはいつから利用できますか？

A：利用開始は5月1日からです。施設によって利用期間が異なりますのでHPを御確認のうえ、御利用ください。

利用回数の表示について

Q：自分で使用した電子クーポンの回数を確認できますか？

A：埼玉県教職員互助会HP内にクーポン内容確認専用ログイン画面を用意します。組合員証番号・生年月日を入力しログインすると、利用可能な電子クーポンの回数が表示されます。

自己負担金について

Q：自己負担金は発生しますか？

A：電子クーポンの利用金額の上限は、1回1,200円です。

施設の料金が1,200円を超える場合は、差額を直接各施設にお支払いください。
施設の料金が1,200円未満の場合は、おつりはできません。

Q：自己負担金がある施設に、電子クーポンを2回使用して自己負担金を払わないことはできますか？

A：電子クーポンを一度に複数回使用することはできません。

組合員資格を有する任期の定めのある職員の利用回数の考え方

Q：月の途中で採用となった場合の利用回数の数え方を教えてください。

A：任用期間が4月8日から3月31日の場合は、月数11か月のため3回利用できます。3月8日から3月31日は1か月未満のため切り捨てます。

【例】4月8日から翌年3月31日までの発令

R 5. 4/8～R 5. 5/7・・・1か月と数える

応当日の前日で1か月とします。1か月に満たない端数は切り捨てます。



R 5. 4/8～R 6. 3/7・・・11か月

R 6. 3/8～R 6. 3/31・・・1か月に満たないため切り捨て

Q：月の途中で発令がでた場合、いつから各施設で利用できますか？

A：人事異動通知書の発令年月日の属する月の翌月から利用できます

【例】5月8日から翌年3月31日までの発令

任用期間は5月～翌年3月の10か月 → 利用回数は3回

電子クーポンの利用開始は、6月1日（予定）からとなります。

タイミングによっては、翌々月になる場合もございますので、御了承ください。

埼玉県教職員互助会HP内のクーポン内容確認専用ログイン画面でご確認の上、御利用ください。

Q：年度途中で所属所が変更となり任用された職員の電子クーポンの利用回数は？

A：組合員・会員資格が引き続いていれば、前所属と現所属所の任用期間を通算した任用期間に応じた回数を利用可能です。

Q：組合員資格を有する任期の定めのある職員の発令が更新された場合の電子クーポンの利用回数は？

A：組合員資格が継続していれば、更新された期間を通算した任用期間に応じた回数を利用可能です。

Q：任用期間が年度をまたぐ場合の期間の数え方は？

A：年度ごとにわけ、当該年度の任用期間に応じて利用できます。

【例】4月8日から翌年6月30日までの発令

R 5. 4/8～R 5. 5/7・・・1か月と数える

応当日の前日で1か月とします。1か月に満たない端数は切り捨てます。



R 5. 4/8～R 6. 3/7・・・

R 5. 4/8～R 6. 3/7・・・11か月

R 6. 3/8～R 6. 3/31・・・1か月に満たないため切り捨て

R 6. 4/1～R 6. 6/30・・・当該年度でないため数えない

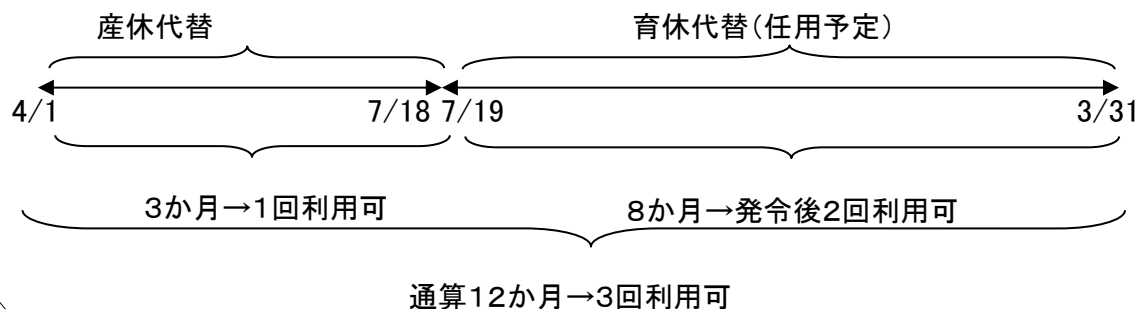
Q：任用期間の途中で退職となった場合、電子クーポンの利用はできますか？

A：退職後、電子クーポンの利用はできません。

Q：産休代替として任用される際に、引き続き育休代替としての発令が見込まれる場合の利用回数について教えてください。

A：組合員・会員資格が引き続き場合は、通算した任用期間に応じて利用できます。

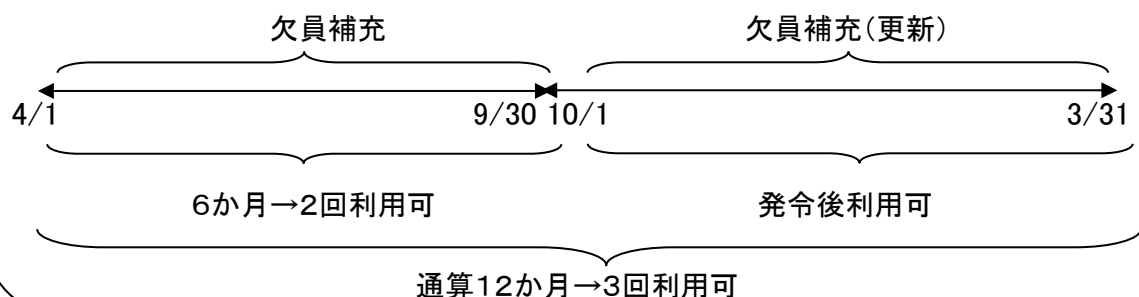
【例】産休代替として任用される際に、育休代替として任用が予定されている場合
→期間を通算して、任用期間12か月として3回利用できます。



Q：欠員補充や少人数加配の臨時的任用職員で、引き続き任期の発令が見込まれる場合の利用について教えてください。

A：組合員・会員資格が引き続き場合は、通算した任用期間に応じて利用できます。

【例】欠員補充（定数内）の臨時的任用職員で、更新が見込まれる場合
→期間を通算して、任用期間12か月として3回利用できます。



Q：任用が更新されるかはっきりしない場合の利用回数について教えてください。

A：更新の発令がでてから追加の利用回数を付与します。

【例】休職代替として任用される際に、その後の任用がはっきりしていない場合
→現在発令されている任用期間に応じた回数が付与されているため、
更新の発令が出て追加の利用回数が付与されましたら利用可能となります。

